

第1編 総論

第1章 基本計画見直しにあたって

1 計画見直しの目的と背景

一般廃棄物の処理は、市民生活と深く係わる環境衛生上の課題であると同時に、地球規模の資源保護や環境改善にも影響することでもあります。

国は、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本とした「環境への負荷が少ない循環型社会」形成の法体系を構築し、廃棄物の減量化の方針や計画を示しています。

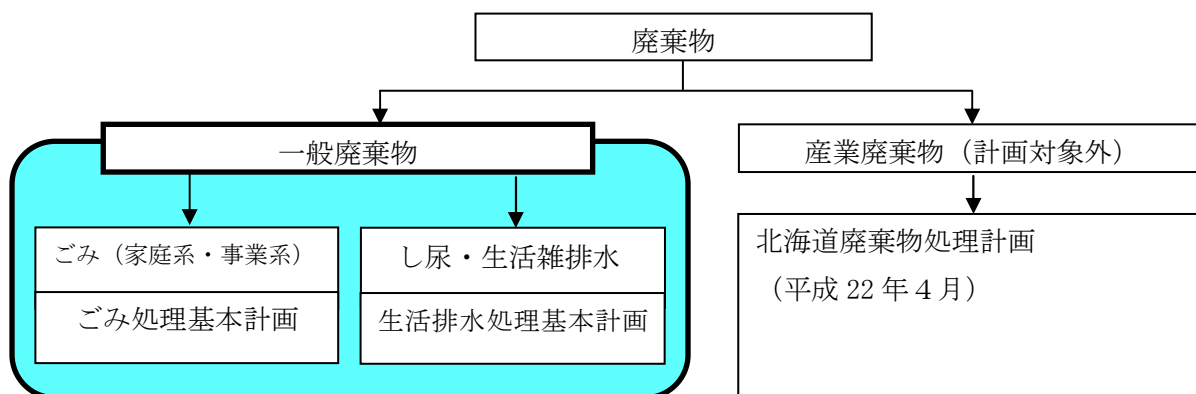
そのような背景を踏まえ、本市は、合併後最初の計画として平成21年3月に生活排水処理を合わせた「北見市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。本年度は、基本計画の見直し時期として、減量目標の達成状況、社会経済情勢の変化、各施策の進捗状況などを踏まえ、これまでの施策の評価を行い必要な施策推進のため「北見市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）」として策定するものです。

2 計画の対象範囲

本計画では一般廃棄物を対象とし、計画内容を「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」とに分けて策定しています。

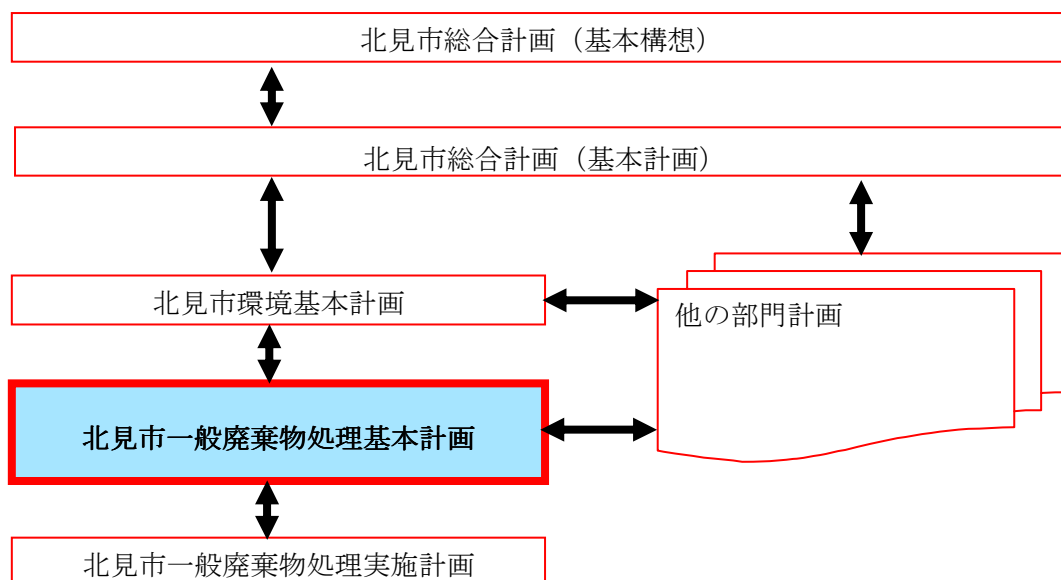
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において規定する、「一般廃棄物」を対象としています。

一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物と事業活動に伴って生じる産業廃棄物以外の廃棄物とからなっていますが、し尿を除くそれらの廃棄物を「ごみ」として取り扱っていることから、本計画においては家庭から排出されるし尿を除く廃棄物を「家庭系ごみ」、事業所から排出されるし尿を除く廃棄物を「事業系ごみ」と呼称しています。



3 計画の位置づけ

本計画では、市のまちづくりの基本方針を示した「北見市総合計画」や「北見市環境基本計画」などとの整合性を図りながら、一般廃棄物の減量化と適正な処理とを進めるために必要な基本的事項を定めています。



4 計画の期間

本計画の期間については、平成21年度から30年度までの10年間とします。平成25年度は計画の中間年度であることから目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえ、目標値等の一部を見直します。

| 年度 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----|--------|------|----|--------|-----|----|----|----|--------|----|
| 内容 | 計画開始年度 | 計画期間 | | | | | | | | |
| | | | | | 見直し | | | | 見直し | |
| | | | | 中間目標年度 | | | | | 計画目標年度 | |

5 計画の区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域の全域及び広域処理対象区域とします。ごみ及び生活排水処理の推進にあたっては、北見自治区、端野自治区、常呂自治区、留辺蘂自治区の4自治区間の連携を図って進めます。

また、ごみの広域処理の対象区域は、訓子府町、置戸町（燃やすごみと資源ごみの一部を本市で処理）とし、生活排水の対象区域は、訓子府町、置戸町（し尿と浄化槽汚泥を本市で処理）です。

なお、広域処理区域を除く対象区域の面積、人口等は下表のとおりです。

各自治区の面積、人口、世帯数

| 自治区名 | 面積 (km ²) | 年度 | 人口 (人) | 世帯数 (世帯) |
|------|-----------------------|--------|---------|----------|
| 北 見 | 421.08 | 平成19年度 | 109,096 | 50,956 |
| | | 平成25年度 | 107,218 | 53,824 |
| 端 野 | 163.50 | 平成19年度 | 5,347 | 1,965 |
| | | 平成25年度 | 5,015 | 2,014 |
| 常 呂 | 278.29 | 平成19年度 | 4,703 | 1,846 |
| | | 平成25年度 | 4,219 | 1,817 |
| 留辺蘂 | 564.69 | 平成19年度 | 8,298 | 3,773 |
| | | 平成25年度 | 7,035 | 3,522 |
| 合 計 | 1,427.56 | 平成19年度 | 127,444 | 58,540 |
| | | 平成25年度 | 123,487 | 61,177 |

※人口・世帯数：住民基本台帳人口（各年度9月末現在）

6 合併後におけるごみ処理関連の調整方針

平成18年3月の合併時に旧市町において、内容に違いがある住民サービスや行政制度をはじめとする全ての事務事業の調整方針が示されました。

ごみ処理に係る調整方針は次の表のとおりです。見直しにあたっては、この調整方針を踏まえつつ、地域の歴史や要望、市全体の状況を勘案して基本計画を作成し取り組みを実施してきました。

| 事務 事業名 | 調整区分 | 調整方針 | 取組概要 |
|--------------------|------------|---|---|
| 廃棄物 処理計画 | 合併後に 再編 | <p>前計画は、新市に引き継ぐものとし、新市の廃棄物処理計画は、審議会に諮り、合併後3年を目途に計画を樹立する。</p> | <p>平成21年3月合併後初の基本計画を策定した。自治区ごとのごみの分別や処理方法について整理し、原則的には、既存施設の有効活用を図り、施設が利用できなくなった時点で、費用対効果・分散化による安定化などを考慮し検討するとした。また、ごみの減量化や資源化については、努力目標を掲げた。</p> |
| 中間処理 及び 最終処分 | 合併後に 再編 | <p>1市3町の中間処理及び最終処分は、現状の形で継続する。</p> <p>各自治体で有しているリサイクルセンターを活用し、処理した製品を一箇所に集め、協会に搬送を依頼する。</p> <p>また、現在使用している施設・機器が利用できなくなった段階において、随時集約し一元化を検討する。 (留辺蘂町についても、同様に処理する。)</p> | <p>常呂自治区の燃やすごみは、大空町との協同処理から離脱し、クリーンライフセンターで焼却処理とした。</p> <p>容器包装リサイクル法による引渡し場所は、原則1自治体1箇所であることから、多くは、北見自治区の処理施設から搬出されている。</p> |

| 事 務 事業名 | 調整区分 | 調 整 方 針 | 取 組 概 要 |
|--------------------|-------------|---|--|
| ごみ処理 施設の 整備 | 合併後に 再 編 | 1市3町の各中間処理施設及び最終処分施設は、継続して利用することとし、利用できなくなった段階において、随時集約し一元化を図り、新市のごみ処理基本計画に基づき、焼却炉を含む各施設の整備を行う。(常呂町及び留辺蘂町の広域処理施設についても、同様とする。) | <p>クリーンライフセンターでは、平成21年9月の火災事故によりリサイクルプラザの復旧及び整備を行った。</p> <p>ごみ焼却施設は、平成24年度から基幹的整備事業に着手した。</p> <p>端野自治区の最終処分場は早期の埋立終了に向けた検討を開始した。</p> |
| ごみの 収集運搬 方 法 | 合併後に 再 編 | 処理区域、収集運搬体制については、ごみ処理基本計画策定の中で、3年を目途に再編する。 | <p>留辺蘂自治区の生ごみの分別収集は継続する。</p> <p>北見自治区の粗大ごみ受付・収集運搬は委託した。</p> <p>そのほかの体制は、現行の分別方法を基本とした、効率的・効果的な収集体制を構築する。</p> <p>ただし、地域で果たしてきた役割や雇用等に配慮した体制を継続する。</p> |
| 分別方法 | 合併後に 再 編 | 収集及び処理施設の調整が必要であることから、当面、各市町現状の分別方法を行い、生ごみ、廃プラスチック等の再生、資源化等有効利用を図り、処理施設の状況及び新市のごみ処理基本計画の策定を勘案しながら再編する。 | <p>審議会での議論経過を踏まえ、「生ごみ」の処理方法については、当面現行焼却施設での処理を継続し、中長期的に市全体のごみ処理を考えていくこととし、留辺蘂自治区のみが継続して実施するとしている。また、資源化できないプラスチック類については、燃やすごみとして処理を行うサーマルリサイクルを検討する。</p> |

第2章 基本計画の進捗状況の把握

1 ごみの排出状況の把握

(1) ごみ排出量等の推移

北見市のごみ排出量等の推移を見ると、1人1日当たりごみ排出量は、平成20年度に大きく減少し、21年度も減少していますが、その後、平成22年度から平成24年度まで連続して増加しています。ごみ排出量で見ても同様の傾向です。

北見自治区では、プラスチック処理センターの稼動に伴い、平成20年4月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始しました。また、平成20年夏には「リーマンショック」に端を発した世界的な経済不況に陥ったことも、ごみが減少したことにつながっていると考えられます。

北見市では平成21年度以降、大きな分別収集品目の変更は行われていないこと、有料化による駆け込み排出から年数が経過し、家庭内に眠っていた不用品の排出が増えてきたこと、高齢化、核家族化の進行による世帯数増加、施設入所、転出等も加わり、一時的に多量に排出されるごみの増加が、総体のごみ排出量増加につながっていると考えられます。

処理施設へ搬入されるごみの内訳を見ると、委託業者によるごみステーションからの収集量の変動に比べ、自己搬入されるごみの増加が著しく、北見自治区では、平成18年度と平成24年度を比べると家庭系ごみ自己搬入台数がおよそ倍加しています。

全国のごみ排出傾向を見ると減少傾向を示していますが、平成22年度と23年度はほぼ横ばいとなっており、減少幅は小さくなっています。平成26年2月の環境省の発表では、平成24年度の1人1日当たりごみ排出量は平成23年度と比べ全国平均で2g増加しています。

ごみのリサイクル率は、プラスチック製容器包装の分別が開始されたことにより若干の向上となっておりますが、平成21年3月に策定した計画の目標値とは大きな差が生じています。

リサイクル率向上のためには資源ごみの比率を上げなくてはなりません。その主な手法としては、生ごみの資源化が大きな要素となりますが、現状では生ごみは支障なく処理されており、当面現行焼却施設での処理を継続し、中長期的な視点で次期施設の在り方を含め市全体のごみ処理を考えていくことが適当であると判断し、当面、合併前から取り組んでいる留辺蘂自治区の資源化は継続実施することとしています。

埋立量は、減少傾向を示しており、中間年の目標をすでに達成していますが、平成 21 年 9 月に発生したリサイクルプラザの大規模な火災により、平成 23 年 3 月末まで不燃ごみと不燃粗大ごみは直接埋立を行ったことから一時的に増加しています。

(2) 目標値と実績値

基準年とした平成 19 年度と、平成 24 年度の実績値及び平成 25 年度の目標値（平成 21 年 3 月に策定した時点での目標値）の比較は次の表のとおりです。

表 1-1 計画目標値各種指標の達成状況

| 指標 | 平成 19 年度実績 | 平成 24 年度実績 | 平成 25 年度目標 |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 1 人 1 日当たりごみ排出量 | 1,079 g | 1,019 g | 917 g |
| ごみ排出量 | 50,340 t | 46,309 t | 40,834 t |
| リサイクル率 | 19.6% | 21.4% | 28.3% |
| 埋立量 | 9,350 t | 6,335 t | 6,623 t |
| 再使用されないレジ袋 | 117 t | 59 t | 88 t |
| 廃棄物減量等推進員選出率 | 42% | 57% | 56% |

※再使用されないレジ袋の量は平成 24 年度組成調査結果による推計値

※廃棄物減量等推進員の選出率は選出母体となる町内会等に対する比率

図 1-1 北見市のごみ排出量の推移

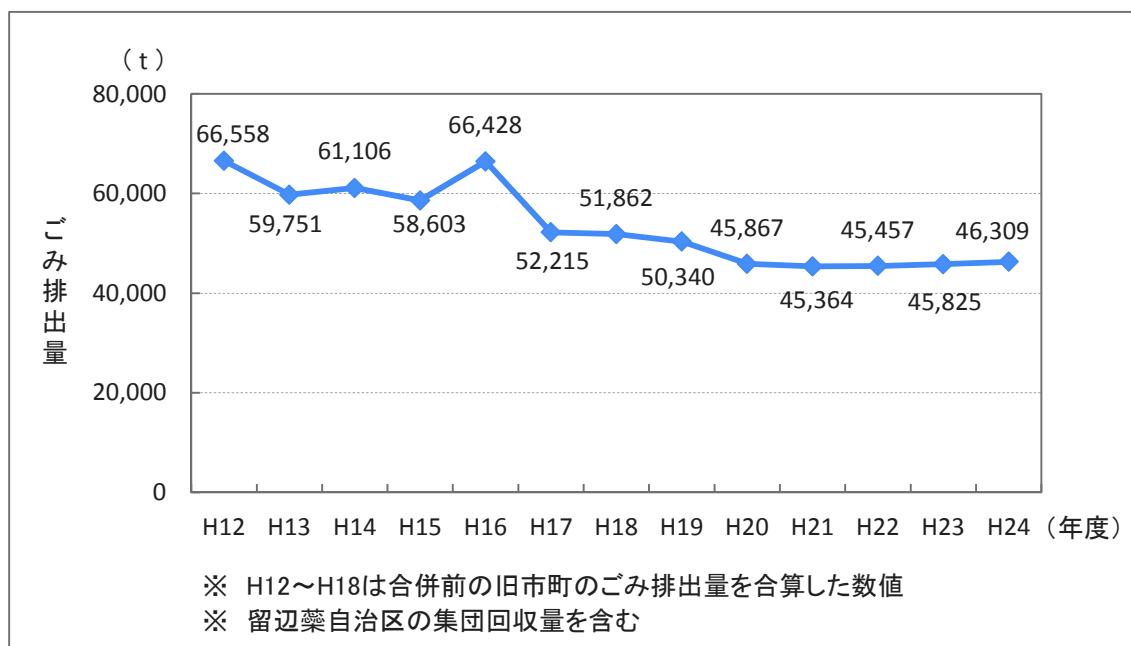


図 1-2 1人1日当たりごみ排出量の推移

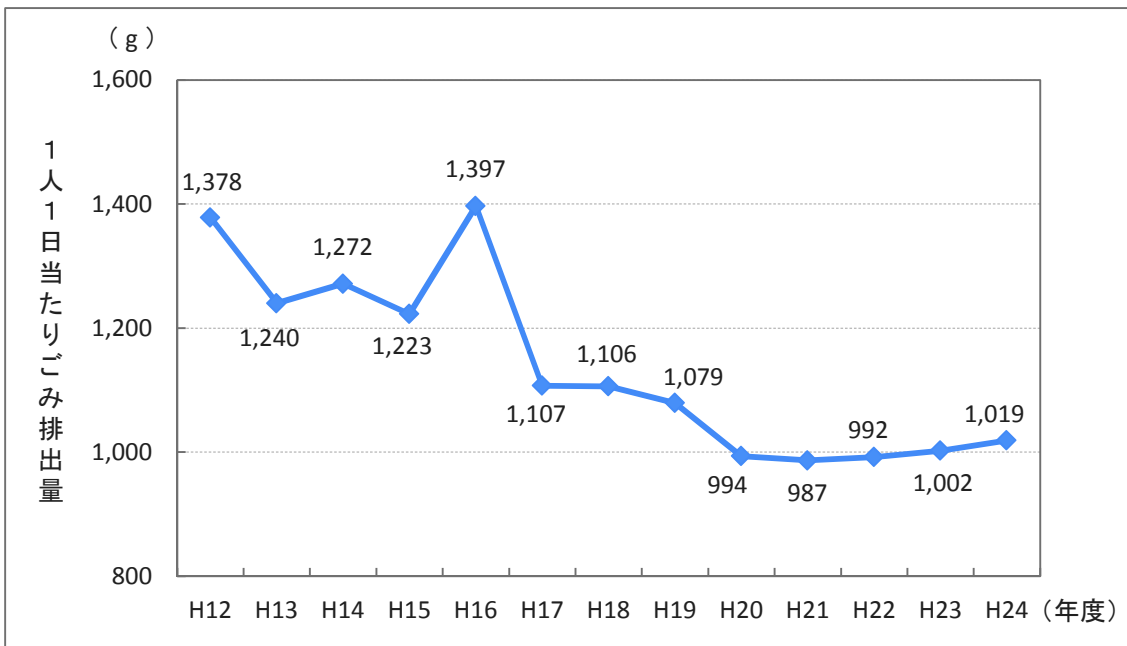


図 1-3 ごみ埋立量の推移 (北見市全体)

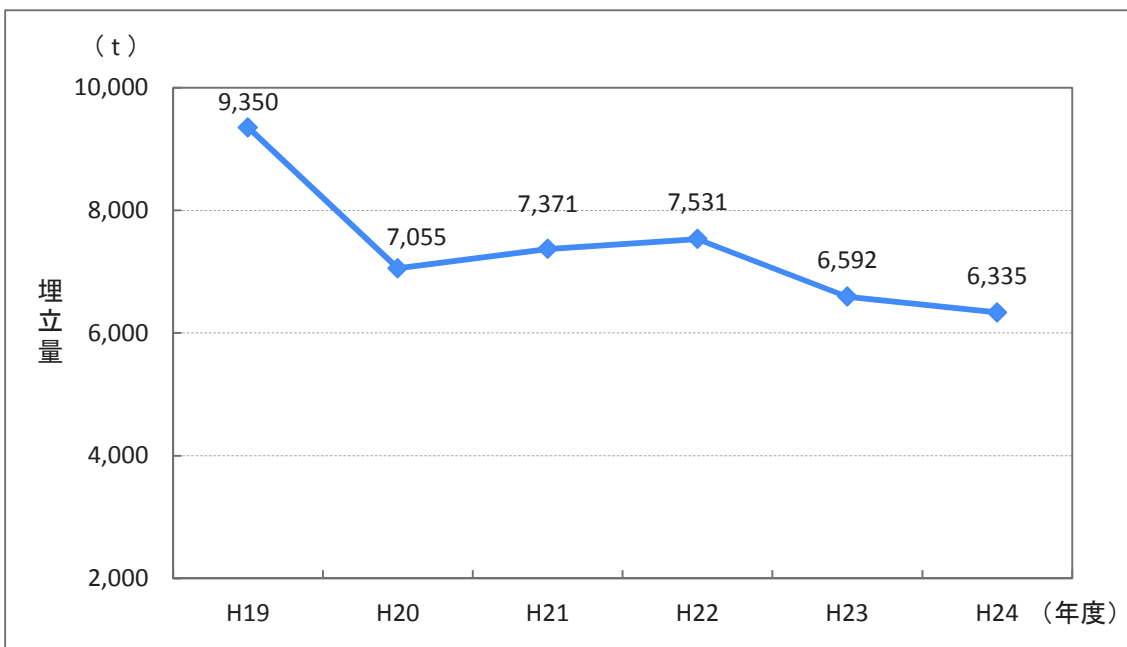
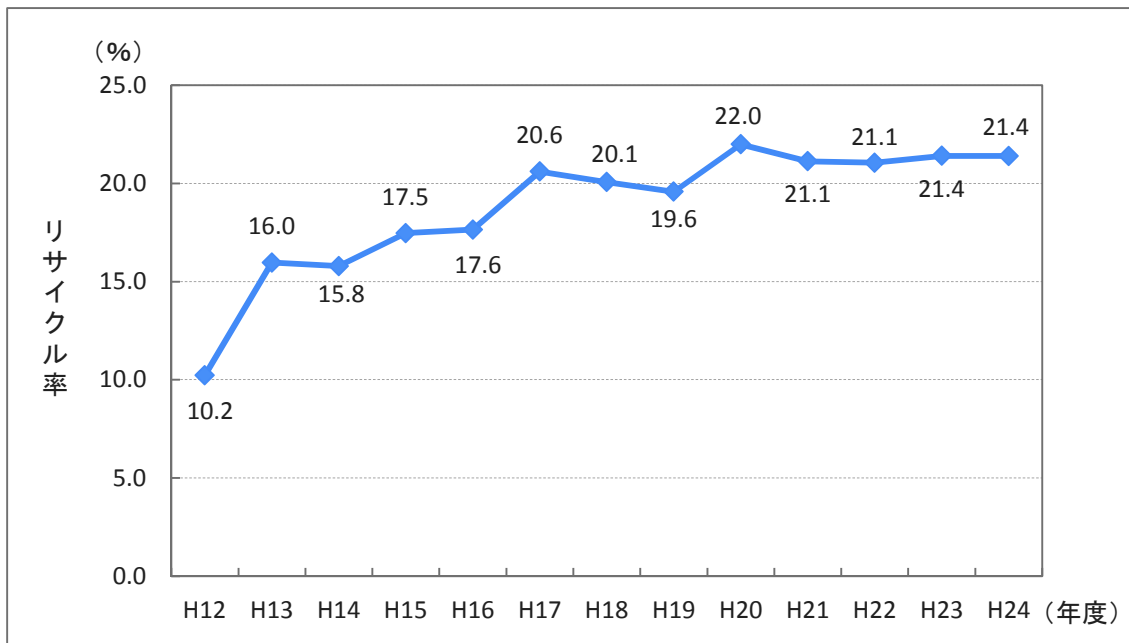


図 1-4 リサイクル率の推移



※リサイクル率とは、資源化量と集団資源回収量がごみ排出量に占める割合

図 1-5 国・道・北見市の1人1日当たりごみ排出量の推移

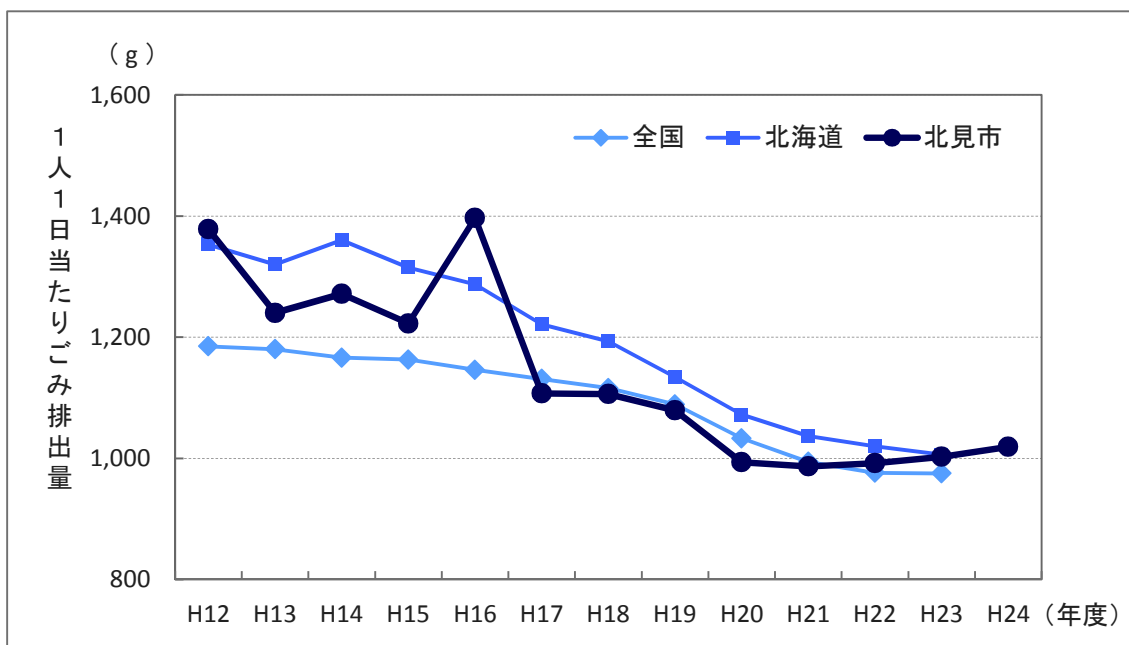
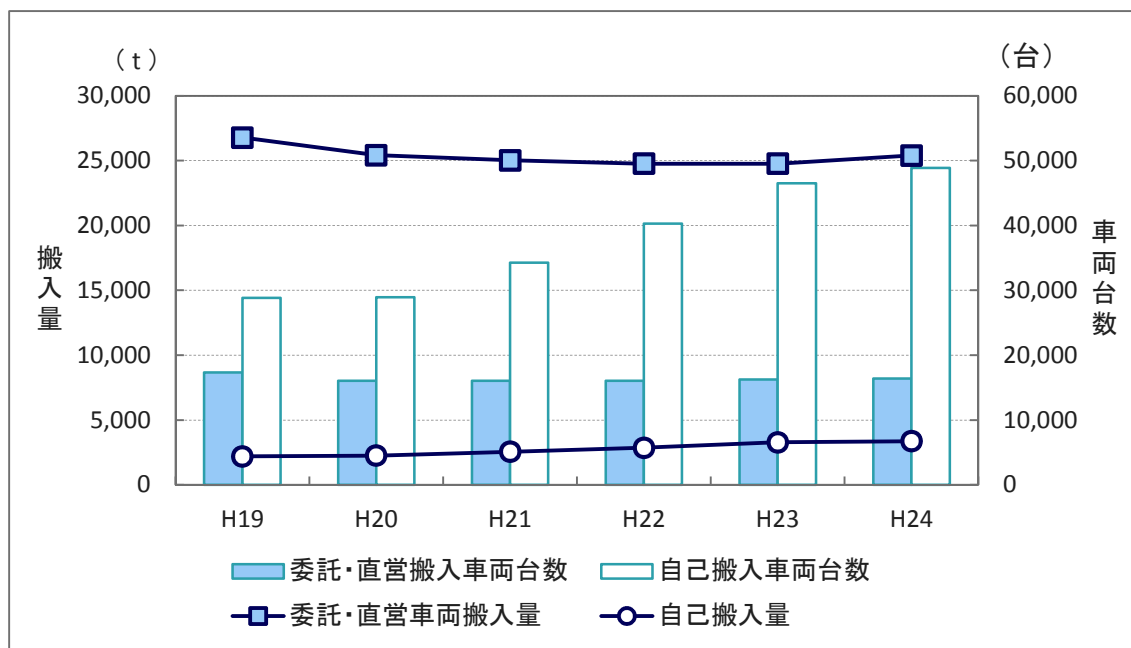


図 1-6 クリーンライフセンターへの家庭系ごみ搬入量と搬入に伴う車両台数の経年変化



(家庭系ごみのうち、災害ごみ除くクリーンライフセンター搬入資料より抽出した量)

2 これまでの取り組みの評価

平成21年3月に策定した計画に基づき実施した主な施策の評価を以下のとおり取りまとめました。

施策の評価として、実施できているもの・充実が図れたものは◎、成果が見られるものは○、取り組みの強化に至らなかったもの・計画の目標値から後退したものは△、実施できなかったものや取りやめたものは×で表しました。

| 施策 | 基本方針1 ごみを発生させない環境づくりの推進 | 取組 |
|----|---|----|
| | 基本施策1 ごみの発生を抑制する活動の推進 | |
| | ごみの減量化に向けた重点施策 | |
| 1 | ①レジ袋の削減とマイバッグ運動の推進 | ◎ |
| 2 | ②使い捨て製品の使用自粛の推進 | △ |
| 3 | ③エコショップ認定制度の創設 | × |
| 4 | ④フリーマーケットなどの推進 | △ |
| 5 | ⑤表彰制度の創設 | × |
| 6 | 粗大ごみの減量化の推進 | △ |
| 7 | 適正処理が可能な商品の開発などの促進 | △ |
| 8 | 資源ごみの減量化と処理費用の負担の調査・研究 | ○ |
| | レジ袋削減推進連絡会議を組織し、レジ袋の削減とマイバッグ運動を進めており、協議会に参加しているスーパー等の辞退率は90%前後となっている。廃棄されるレジ袋は減少傾向にある。フリーマーケットの推進、粗大ごみ減量化については、環境フェアで事業を実施した。資源ごみの処理費用負担については、適正分別推進のため行うべきでないとの方向性を確認した。その他、表彰制度の創設などの施策については、独自の取り組みに至らなかったものがある。 | |
| | 基本施策2 環境教育と啓発活動による意識改革の推進 | |
| 9 | 地球環境保全の基金を運用した環境教育・研究などの推進 | ○ |
| 10 | 講演会、懇談会などの開催 | ○ |
| 11 | イベントの実施 | ○ |
| 12 | ごみの組成調査の実施 | ◎ |
| 13 | 家庭系ごみ処理手数料の有料化による減量効果の検証 | ○ |
| 14 | 廃棄物減量等推進員制度の充実 | ○ |
| 15 | ごみ減量家計簿の普及 | × |

| | | |
|--|------------------------|---|
| <p>環境緑化基金を活用した「こども環境ウォッチング事業」を実施しているほか、環境フェアくるるんきたみの開催、出前講座等を随時開催している。家庭系ごみの組成調査を全市で実施したほか、廃棄物減量等推進員制度の充実を図っている。ごみ減量家計簿については、効果が薄いと判断し未実施である。また、有料化による減量効果の検証については、有料化前に比べごみ排出量は減少しており、いわゆるリバウンドは見られないこと、資源ごみ等の適正な分別が向上していること、不法投棄等の増加は見られないことなど有料化の効果はあったと考えられる。なお、ごみ排出量の減少は、分別の拡大等その他施策との相乗効果と考えられる。</p> | | |
| 基本方針 2 資源を有効に活用するシステムづくりの推進 | | |
| 基本施策 1 徹底した分別による資源化の推進 | | |
| 16 | 生ごみの減量化の推進 | △ |
| 17 | 落ち葉などの堆肥化及びその利用の推進 | △ |
| 18 | 廃食用油の有効活用 | △ |
| 19 | 資源回収ルートの利用促進 | △ |
| 20 | 生ごみの資源化の検討 | ○ |
| <p>生ごみの水切り商品の周知や生ごみ処理機、コンポストの購入助成を実施している。また、落ち葉の腐葉土化講習会の実施、廃食用油からのBDF燃料化を進めているほか、町内会等による集団資源回収を奨励している。生ごみの資源化は留辺蘂自治区は継続し、全市での処理のあり方については、次期ごみ処理施設建設に向けた研究を行うこととしている。なお、いずれの項目も取り組みを行っているものの、ごみ減量化の数値目標には届いていない。</p> | | |
| 基本施策 2 排出事業者による資源化の推進 | | |
| 21 | 排出者責任に基づく資源回収 | △ |
| 22 | 事業者への関係法令の周知 | △ |
| <p>事業系ごみ排出の手引き等による周知を行うとともに、資源ごみについては、直接資源化業者に引渡すよう要請しているほか、事業系ごみ排出の手引き等により適正排出指導を行っている。</p> | | |
| 基本方針 3 環境に配慮したごみ処理の推進 | | |
| 基本施策 1 安全で環境に配慮したごみ処理体制の確保 | | |
| 23 | 高齢化社会に対応した市民サービスの調査・研究 | △ |
| 24 | 安全なごみ処理体制の確保 | ◎ |
| 25 | 効率的な収集運搬体制の見直し | ○ |
| <p>高齢化社会対策として、ふれあい収集の検討を行っている。ごみ処理の安全対策として、乾電池や蛍光管などの水銀含有廃棄物に加え、ライターやスプレー缶など可燃性ガスによる火災事故防止のため、有害ごみ区分の廃棄物を拡大し、事故防止に努め</p> | | |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| <p>てきたが、平成 21 年 9 月に発生したクリーンライフセンターリサイクルプラザの火災事故を受け、収集運搬や処理施設での受入れ時の適正排出指導を強化しているほか、リサイクルプラザでは、復旧にあわせ消防設備の強化を行った。在宅医療の増加により家庭から排出される医療系廃棄物による事故防止の周知を強化している。</p> | | |
| <p>基本施策 2 環境負荷が少なくなる適正処理</p> | | |
| <p>〈焼却・リサイクル施設の適正な運転管理〉</p> | | |
| 26 | ①処理工程によるごみの減容化・資源化の推進 | ○ |
| 27 | ②大気汚染物質の排出抑制と測定結果の公表 | ○ |
| 28 | ③熱エネルギーの有効利用 | ○ |
| 29 | ④処理体制及び処理施設の整備 | ○ |
| <p>〈最終処分場の適正な管理・運営〉</p> | | |
| 30 | ①埋立処分量削減による延命化 | ○ |
| 31 | ②周辺環境に配慮した管理・運営 | ○ |
| 32 | ③地球温暖化抑制対策と温室効果ガスの削減 | ○ |
| <p>リサイクルプラザの処理工程において、資源となるものは資源化することを継続して実施している。焼却施設の適正な維持管理を行っており、ダイオキシン類の測定結果を公表している。熔融処理は平成 24 年度末で終了したが、平成 24 年度にごみ焼却施設長寿命化計画を作成し、ごみ処理施設の基幹的整備の中で、余熱利用発電量を増加させるため設備の更新を平成 26 年度から平成 30 年度に実施予定である。ごみの減容化と資源化により埋立量削減に継続して取り組んでいる。最終処分場の環境管理については、温室効果ガスの発生状況を調査する。</p> | | |
| <p>基本施策 3 広域的なごみ処理体制の構築</p> | | |
| 33 | 災害時に発生した廃棄物の処理体制の構築 | △ |
| 34 | ごみの広域的な処理の推進 | ○ |
| <p>防災計画の中に災害時の廃棄物処理計画が盛り込まれているが、東日本大震災等を教訓として、災害廃棄物処理対策の強化が求められる。広域処理については、置戸町・訓子府町の燃やすごみとプラスチック製容器包装ごみの処理を継続しているほか、平成 22 年度から常呂自治区の可燃ごみを北見自治区の処理施設で処理している。</p> | | |
| <p>基本方針 4 環境にやさしいきれいなまちづくりの推進</p> | | |
| <p>基本施策 1 不法投棄及び野外焼却の防止対策</p> | | |
| 35 | 不法投棄の未然防止対策 | ○ |
| 36 | 連絡体制の整備 | ○ |
| 37 | 野外焼却の未然防止対策 | ○ |
| 38 | 放置自動車・自転車の未然防止対策 | ○ |

| | | |
|---|-------------------------|---|
| <p>不法投棄に対しては、警察等関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、市民や事業者等の協力を得て連絡体制を整備する。多発地点には警告看板を設置しているほか、平成24年度に監視カメラを設置し未然防止に努めている。</p> <p>ごみの野外焼却に対しては、有害物質が発生することもあり原則禁止されていることから、関係部課と連携を図り、市民への周知に努める。</p> <p>また、放置自転車の撤去、処分については、関係機関と連携して適正かつ迅速に行うとともに、放置されにくい環境づくりを進める。</p> | | |
| <p>基本施策2 ごみステーションの適正管理</p> | | |
| 39 | パトロール及び啓発活動の強化 | ○ |
| <p>廃棄物減量等推進員と連携し、ごみステーションのパトロール及び啓発を強化している。</p> | | |
| <p>基本施策3 清掃ボランティア活動への支援</p> | | |
| 40 | 一時的な多量排出に対する収集運搬体制の確立 | △ |
| <p>地域における清掃ボランティア活動の促進を図るため、ボランティア袋を交付しているが、多量に排出される場合は市が回収するなどの対応を行っている。</p> | | |
| <p>生活排水処理計画</p> | | |
| <p>基本方針</p> | | |
| 41 | 生活排水処理施設の整備の推進 | ○ |
| 42 | 下水道未接続者への早期接続の啓発指導 | ○ |
| 43 | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の啓発 | ○ |
| 44 | 排出量に見合った収集運搬と処理体制の確保 | ○ |
| <p>生活排水処理率は、常呂自治区の水洗化が進んだことや、合併処理浄化槽補助基数の増加もあり、計画値よりもやや高くなっている。水洗化は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等の下水道機能の発揮を支えることから、関係部局と連携しながら公共下水道や集落排水施設の整備推進とともに、処理区域内における早期接続を啓発・指導する。また、生活排水の集合処理が適さない区域については、循環型社会形成推進交付金を活用し、合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、設置者に適正な維持管理を啓発・指導する。</p> | | |